

山形県から他都道府県に登録移転する手続きについて

勤務地や住民票上の住所が他都道府県に異動になった場合、山形県から異動先の都道府県に介護支援専門員の登録を移転することができます。

※ 登録移転の手続きは義務ではありません。ただし、**有効な介護支援専門員証をお持ちの方が登録移転の手続きをする場合、登録移転先の都道府県知事が発行する介護支援専門員証を必ず取得しなければなりません！**介護支援専門員の登録のみ移転する手続きは取れませんので、ご注意ください。

1 他都道府県に登録移転できる対象者

現に山形県に介護支援専門員の登録を行っている方で、勤務地または住民票上の住所が他都道府県にある方

※ 勤務地または住民票上の住所が他都道府県にある方であっても、登録移転を希望しない場合は、登録を移転する必要はありません。

※ 登録移転できる対象者の要件は、都道府県により異なります。登録移転先の都道府県ホームページにて、登録移転の要件を満たしているか確認してください。

2 他都道府県に登録移転するときの必要提出書類等

(1) 住所も氏名も変わらない方 (※ 登録事項変更届出をすでに行った方を含む)

必要提出書類・必要な手続き	介護支援専門員の登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が満了していない（有効な）方	介護支援専門員証を紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方	介護支援専門員証を紛失した方																				
			介護支援専門員証を紛失した方																						
※各人により必要提出書類等は異なります。 ○のついている書類・手続きのみ、ご準備ください。																									
ア) 登録移転先の都道府県が定める「介護支援専門員登録移転申請」の手続き ※手続き方法（提出書類等）については、登録移転先の都道府県のホームページをご確認ください。 ※ <u>山形県が定める様式第2号で手続きすることはできません！</u>	○	○	○	○	○																				
イ) 山形県の様式第5号「介護支援専門員証再交付申請書」 ※添付書類として、(1)もしくは(2)のいずれかを提出してください。 <table><tr><td></td><td>個人番号を証明する書類1点</td><td>身元を確認する書類</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)</td><td>マイナンバーカード裏面（写）</td><td>マイナンバーカード表面（写）</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">(2)</td><td rowspan="3">住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）</td><td>運転免許証（写）</td><td rowspan="3">1点 いずれか</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">—</td></tr><tr><td>パスポート（写）</td></tr><tr><td>顔写真のない公的証明書2点（写）</td></tr></table>		個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類				(1)	マイナンバーカード裏面（写）	マイナンバーカード表面（写）	○	—	—	(2)	住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）	運転免許証（写）	1点 いずれか	—	—	パスポート（写）	顔写真のない公的証明書2点（写）	—	—	○	—	—
	個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類																							
(1)	マイナンバーカード裏面（写）	マイナンバーカード表面（写）	○	—	—																				
(2)	住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）	運転免許証（写）	1点 いずれか	—	—																				
		パスポート（写）																							
		顔写真のない公的証明書2点（写）																							
ウ) 山形県収入証紙1,100円 ※イ)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。	—	—	○	—	—																				
エ) 介護支援専門員証（原本）	—	○	—	○	—																				

(2) **住所のみ**変わった方（登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む）

必要提出書類・必要な手続き	介護支援専門員の登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が満了していない（有効な）方	介護支援専門員証を紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方	介護支援専門員証を紛失した方														
※各人により必要提出書類等は異なります。 ○のついている書類・手続きのみ、ご準備ください。 ※ <u>ここでは、表中のいずれの方も住所のみが変更になったことを前提としています。</u>																			
ア) 山形県の様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」 ※この様式の「山形県収入証紙貼付欄（1,600円）」には、 <u>何も貼付けないでください。</u> 必要事項のみ記載して提出してください。	○	○	○	○	○														
イ) 個人番号証明及び公的書類 □ ① 共通 <table><tr><td></td><td>個人番号を証明する書類1点</td><td>身元を確認する書類</td><td></td></tr><tr><td>(1)</td><td>マイナンバーカード裏面（写）</td><td>マイナンバーカード表面（写）</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(2)</td><td rowspan="3">住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）</td><td>運転免許証（写）</td><td rowspan="3">1点 いずれか</td></tr><tr><td>パスポート（写）</td></tr><tr><td>顔写真のない公的証明書2点（写）</td></tr></table>		個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類		(1)	マイナンバーカード裏面（写）	マイナンバーカード表面（写）		(2)	住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）	運転免許証（写）	1点 いずれか	パスポート（写）	顔写真のない公的証明書2点（写）	○	○	○	○	○
	個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類																	
(1)	マイナンバーカード裏面（写）	マイナンバーカード表面（写）																	
(2)	住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）	運転免許証（写）	1点 いずれか																
		パスポート（写）																	
		顔写真のない公的証明書2点（写）																	
□ ② 住所変更の場合： 住民票の写し（6ヶ月以内のもの、コピー不可） ※①で住民票を提出している場合は提出不要																			
ウ) 登録移転先の都道府県が定める「介護支援専門員登録移転申請」の手続き ※手続き方法（提出書類等）については、登録移転先の都道府県のホームページをご確認ください。 ※ <u>山形県が定める様式第2号で手続きすることはできません！</u>	○	○	○	○	○														
エ) 山形県の様式第5号「介護支援専門員証再交付申請書」	—	—	○	—	—														
オ) 山形県収入証紙1,100円 ※エ)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。	—	—	○	—	—														
カ) 介護支援専門員証（原本）	—	○	—	○	—														

(3) 氏名のみ、または氏名と住所の両方が変わった方（登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む）

必要提出書類・必要な手続き	介護支援専門員の登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が満了していない（有効な）方	介護支援専門員証を紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方	介護支援専門員証を紛失した方									
※各人により必要提出書類等は異なります。 ○のついている書類・手続きのみ、ご準備ください。 ※ここでは、表中のいずれの方も氏名のみ、または氏名と住所の両方が変更になったことを前提としています。														
ア) 山形県の様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」	○	○	○	○	○									
イ) 山形県収入証紙 1,600 円 ※ア)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。	—	○	○	—	—									
ウ) 個人番号証明及び公的書類 □ ① 共通 (1) もしくは(2)の公的証明書類 1 セット														
<table><tr><th></th><th>個人番号を証明する書類 1 点</th><th>身元を確認する書類</th></tr><tr><td>(1)</td><td>マイナンバーカード裏面（写）</td><td>マイナンバーカード表面（写）</td></tr><tr><td>(2)</td><td>住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）</td><td> 運転免許証（写） パスポート（写） 顔写真のない公的証明書 2 点（写） </td></tr></table>		個人番号を証明する書類 1 点	身元を確認する書類	(1)	マイナンバーカード裏面（写）	マイナンバーカード表面（写）	(2)	住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）	運転免許証（写） パスポート（写） 顔写真のない公的証明書 2 点（写）	○	○	○	○	○
	個人番号を証明する書類 1 点	身元を確認する書類												
(1)	マイナンバーカード裏面（写）	マイナンバーカード表面（写）												
(2)	住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）	運転免許証（写） パスポート（写） 顔写真のない公的証明書 2 点（写）												
□ ② 氏名変更の場合 戸籍抄本または戸籍謄本（6ヶ月以内のもの、コピー不可）														
□ ③ 住所変更の場合： 住民票の写し（6ヶ月以内のもの、コピー不可） ※①で住民票を提出している場合は提出不要														
エ) 登録移転先の都道府県が定める「介護支援専門員登録移転申請」の手続き ※手続き方法（提出書類等）については、登録移転先の都道府県のホームページをご確認ください。 ※山形県が定める様式第2号で手続きすることはできません！	○	○	○	○	○									
オ) 山形県の様式第5号「介護支援専門員証再交付申請書」	—	—	○	—	—									
カ) 山形県収入証紙 1,100 円 ※カ)の山形県収入証紙貼付欄に貼り付けて提出してください。	—	—	○	—	—									
キ) 介護支援専門員証（原本）	—	○	—	○	—									

3 他都道府県に登録移転するときの必要書類等の提出方法

(1) 住所も氏名も変わらない方（※ 登録事項変更届出をすでに行った方を含む）

提出までの手順 ※各人により手順が異なります。 <u>○のついている手順のみ、お手続きください。</u>	介護支援専門員の 登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が 満了していない（有効な）方	介護支援専門員証を 紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が 満了（失効）している方	介護支援専門員証を 紛失した方
手順1：次の①または②のいずれかの方法により、<u>山形県が定める様式</u>をご準備ください。 ① 様式第5号（PDF） をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。 ② 様式第5号（Word） をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。 ※ 自宅や勤務先、コンビニエンスストア等で印刷ができない場合は、郵送・FAX で送付することも可能です。請求する様式名とご連絡先を明記の上、下記提出先まで送付ください（郵送を希望の場合は返信用封筒及び切手を同封すること）。	—	—	○	—	—
手順2：上記2の必要提出書類がすべてそろったら、<u>山形県（下記提出先）まで郵送してください</u>。その際、封筒表面に「<u>介護支援専門員登録移転申請書 在中</u>」と記入してください。） ※法令上、現在登録している山形県を経由して登録移転先の都道府県に提出しなければならないこととなっていますので、<u>登録移転先の都道府県に直接提出しないでください</u>。 ※原則として、<u>山形県（下記提出先）窓口への持参提出は受け付けていません</u>。	○	○	○	○	○

(2) 住所や氏名が変わった(両方またはどちらかが変わった)方
(登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む)

手順1: 次の①または②のいずれかの方法により、山形県が定める様式をご準備ください。

- ① 下表で「○」のついている様式(PDF)をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記載してください。
- ② 下表で「○」のついている様式(ワード)をダウンロードのうえ必要事項を入力し、印刷してください。

ダウンロードを要する様式		介護支援専門員の登録のみ行っている方	介護支援専門員証の有効期間が満了していない(有効な)方	介護支援専門員証を紛失した方	介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している方	介護支援専門員証を紛失した方
①	様式第3号(PDF)	○	○	○	○	○
	様式第5号(PDF)	—	—	○	—	—
②	様式第3号(Word)	○	○	○	○	○
	様式第5号(Word)	—	—	○	—	—

※ 自宅や勤務先、コンビニエンスストア等で印刷ができない場合は、郵送・FAXで送付することも可能です。請求する様式名とご連絡先を明記の上、下記提出先まで送付ください(郵送を希望の場合は返信用封筒及び切手を同封すること)。

手順2: 上記2の必要提出書類がすべてそろったら、山形県(下記提出先)まで郵送してください。その際、封筒表面に「介護支援専門員登録移転申請書 在中」と記入してください。

※ 法令上、現在登録している山形県を経由して登録移転先の都道府県に提出しなければならないこととなっていますので、登録移転先の都道府県に直接提出しないでください。

※ 原則として、山形県(下記提出先)窓口への持参提出は受け付けていません。

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
 山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当
 TEL : 023-630-3124 / FAX : 023-630-3321

4 他都道府県へ登録移転するときの介護支援専門員証の交付

山形県で登録移転関係書類を受け付けたら、受付から2週間程度で登録移転先の都道府県へ登録移転申請を郵送します。ただし、申請が集中する12月から翌年4月末までにつきましては、受付から30日程度を要する場合がありますので、ご了承ください。

介護支援専門員証は、登録移転先の都道府県から発行されます。山形県からは、登録移転手続きが完了した旨の通知等はいませんのでご承知おきください。

5 留意事項

- ・ 介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証を必ず取得してください。介護支援専門員証を取得せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、登録消除の対象となります。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間は5年です。有効期間の満了後も介護支援専門員として勤務する場合は、更新手続きが必要です。詳細は、山形県ホームページ内「[介護支援専門員\(ケアマネジャー\)の資格に関する手続きと研修について](#)」をご参照ください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が満了すると、介護支援専門員証は失効するため有効期間を更新できなくなります。この場合、再研修を修了し、新たに介護支援専門員証を取得しなければ、介護支援専門員として勤務することができません。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません

【氏名のみ、または氏名と住所の両方が変わった方の記入例】

様式第3号

介護支援専門員登録事項変更届出書
兼 介護支援専門員証書換え交付申請書

届出年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

氏 名 山形 太郎
連絡先電話 自宅（ 〇〇〇 ） 〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中（ 〇〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

以下のとおり、介護支援専門員登録事項変更の届出及び介護支援専門員証書換え交付（※）を申請します。

注）（※）介護支援専門員証の交付を受けていないため書換え交付を申請しない場合又は証の交付を受けており住所変更のみを行う場合は、____部文言を____線で削除してください。

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

山形県収入証紙貼付欄（1,600円）

※ ここに山形県収入証紙を貼ってください

※ 介護支援専門員証の交付を受けていないため書換え交付を申請しない場合又は証の交付を受けており住所変更のみを行う場合は、山形県収入証紙を貼付する必要はありません

山形県収入証紙（県証紙）をここに貼り付けてください

フリガナを必ず記入してください

※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

フリガナを必ず記入してください

※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

1 変更する事項	○印を記入	① 氏名	② 住所
		変 更 前	変 更 後
	フリガナ	マツナミ タロウ	ヤマガタ タロウ
	登録者氏名	松波 太郎	山形 太郎
	フリガナ	△△ケン△△シ△△	ヤマガタケンヤマガタシマツナミ
住所	(〒 △△△ - △△△△)	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)	
	△△県△△市△△ △丁目△番△号 △△アパート△号室	山形県山形市松波 〇丁目〇番〇号	
2	生 年 月 日	(西暦) 1990 年 4 月 2 日	
3	個 人 番 号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
4	有効期間満了日	(西暦) 2025 年 5 月 31 日	
5	登 録 番 号	0 6 2 0 1 2 3 4	
6 添付書類	共通	☒ (1)、(2)のいずれかを提出してください	
		個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類
		(1) マイナンバーカード裏面（写）	マイナンバーカード表面（写）
		(2) 住民票の写し（マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可）	運転免許証（写） パスポート（写） 顔写真のない公的証明書2点（写）
		1点 いずれか	
氏名変更	☒ 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のもの		
住所変更	☒ 住民票※6か月以内のもの（上記添付書類で現住所が確認できれば不要）		
書換え交付を申請する場合	☒ 介護支援専門員証（原本）又は介護支援専門員登録証明書（原本） ☐ 写真1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm） ※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの ※裏側には、____を必ず登録番号を記入してください。		
7 備 考	(介護支援専門員証の交付を受けていないため書換え交付を申請しない場合は、送付先住所を記入してください) 添付漏れがないか、必ずチェックのうえ確認してください。 ※✓の記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください。		

【介護支援専門員証を紛失した方の記入例】

様式第5号

介護支援専門員証再交付申請書

申請年月日を記入してください

令和〇年 〇月 〇日

山形県知事 殿

申請者

住所

(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇)

山形県山形市松波 〇丁目〇番〇号

氏名

山形 太郎

日中に連絡の取れる連絡先（携帯電話番号、勤務先電話番号等）を必ず記入してください

連絡先電話

自宅（ 〇〇〇 ） 〇〇〇 - 〇〇〇〇
日中（ 〇〇〇 ） 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

介護支援専門員証の再交付を受けたいので、以下のとおり、申請します。
また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、登録簿に記載された事項を他の行政機関に対し提示することに同意します。

山形県収入証紙貼付欄（1,100 円）

山形県収入証紙（県証紙）をここに貼り付けてください

フリガナを必ず記入してください

※記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください

1	再交付が必要な理由	1 汚損・破損の場合	(2) 亡失又は滅失のため												
2	フリガナ	ヤマガタ タロウ													
	登録者氏名	山形 太郎													
3	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月 2 日													
4	個人番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇													
5	有効期間満了日	(西暦) 2025 年 5 月 31 日													
6	登録番号	0 6 2 0 1 2 3 4													
7	初回の登録年月日	(西暦) 年 月 日 ※亡失等のため、8桁の登録番号が不明の場合に記入してください													
8	添付書類	☐ 写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm) ※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの ※裏側には、氏名及び登録番号を記入してください。 ☐ (1)、(2)のいずれかを提出してください<table><thead><tr><th></th><th>個人番号を証明する書類1点</th><th>身元を確認する書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)</td><td>マイナンバーカード裏面(写)</td><td>マイナンバーカード表面(写)</td></tr><tr><td rowspan="3">(2)</td><td rowspan="3">住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)</td><td>運転免許証(写)</td><td rowspan="3">1点 いずれか</td></tr><tr><td>パスポート(写)</td></tr><tr><td>顔写真のない公的証明書2点(写)</td></tr></tbody></table> ☐ 介護支援専門員証(原本)又は介護支援専門員登録証明書(原本)			個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類	(1)	マイナンバーカード裏面(写)	マイナンバーカード表面(写)	(2)	住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)	運転免許証(写)	1点 いずれか	パスポート(写)	顔写真のない公的証明書2点(写)
	個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類													
(1)	マイナンバーカード裏面(写)	マイナンバーカード表面(写)													
(2)	住民票の写し(マイナンバーの記載がある6ヶ月以内のもの、コピー不可)	運転免許証(写)	1点 いずれか												
		パスポート(写)													
		顔写真のない公的証明書2点(写)													
9	備考	(介護支援専門員証を紛失した方) ※✓の記入漏れが散見されますので、提出前によく確認してください。 ※登録移転申請や登録事項変更届出兼介護支援専門員証書換え交付申請で同じ書類を提出する場合は、別途添付書類を提出する必要はありません。													